

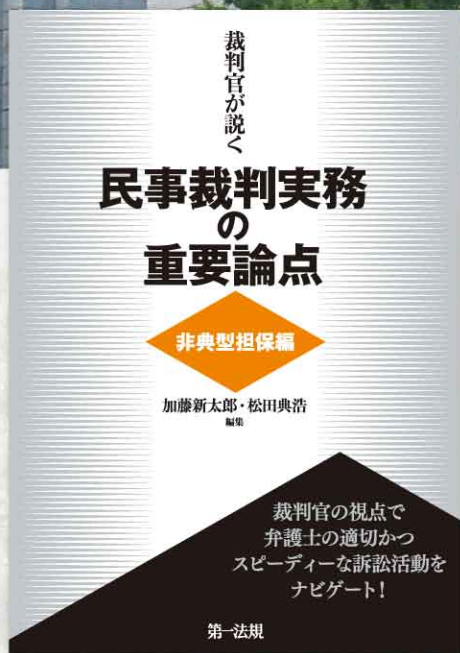
裁判官の視点で、弁護士の  
適切かつスピーディーな訴訟活動をナビゲート!

# 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点

非典型担保編

加藤 新太郎・松田 典浩 編集

A5判・360頁 定価：本体3,900円+税



## 本書の特長

- ◆非典型担保について判断された訴訟をベースに、系統的に整理した項目と設例を作成し、そこにあらわれる重要論点について、現在の判例法理、学説の議論状況を客観的に明示!
- ◆判例から想を得て作成された設例について、Basic Information、設例に対する回答、解説の順で解説し、法律実務家として知っておくべき実体法上、訴訟法上の問題点を明示することにより、本書で完結的に法的情報を得ることができ、さらに、参考文献により深掘りすることも可能!
- ◆当該分野に精通する裁判官が、現在の裁判実務の実際について、相場観を含めて運用レベルの問題まで解説!

## 目次〔抜粋〕

- |                 |             |          |
|-----------------|-------------|----------|
| 第1 譲渡担保権の対象     | 第4 集合動産譲渡担保 | 第7 所有権留保 |
| 第2 譲渡担保権の実行     | 第5 集合債権譲渡担保 | 第8 代理受領  |
| 第3 譲渡担保と破産・民事再生 | 第6 仮登記担保    | 第9 振込指定  |

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 名誉毀損・プライバシー侵害編  
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 契約編  
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 家事・人事編  
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 基本原則 権利の濫用編



裁判官と弁護士で考える 保険裁判実務の重要論点 も好評発売中!!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
 Fax. 0120-302-640

# 訴訟遂行上の問題発見のための法律実務家必読書!

## 内容見本

設例ごとに、[Basic Information ▶ 設例に対する回答 ▶ 解説] の順に解説しています。

### 2 再生裁判所の発令した中止命令に抵触する民法467条所定の通知の効力

**設例6** Xは、Aに対する貸金債権を担保するため、Aとの間で、AのYに対する立替金等債権につき譲渡担保契約を締結した。その後、Aは、民事再生手続開始の申立てをするとともに、債権譲渡担保実行手続の中止命令を申し立て、再生裁判所により中止命令が発令されて確定した。他方、Xは、Aの代理人として、Yに対し、民法467条に基づく債権譲渡の通知をしたうえで、前記立替金債権の支払を求める訴訟を提起したところ、Yは、債務者対抗要件の欠缺等を主張して、Xの請求を争った。Xの請求は認められるか。

#### Basic Information

民事再生法31条1、2項は、再生裁判所が、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、競売申立人の意見を聴いたうえで、再生債務者の財産につき存する担保権の実行手続の中止を命ずることができる旨を定めている。

かかる中止命令が債権譲渡担保の実行についてされ得るかについては議論があるところであるが【設例5】参照、これを肯定する見解が多数である。

#### 設例に対する回答

##### ○主要な争点

民事再生手続において確定した債権譲渡担保の実行の中止命令について、当該債権譲渡担保権者は、当該債権の債務者に対しその支払を求める訴訟において、当該中止命令の効力を争うことができるか。

#### ○回答

民事再生手続において債権譲渡担保の実行の中止命令が有効なものとして確定した場合であっても、当該債権譲渡担保権者は、当該債権の債務者に対しその支払を求める訴訟を提起し、当該中止命令の要件の欠缺を主張してその効力を争うことができる。

#### ○参考事例

東京高判平成18・8・30 金融商事1277号21頁 [28132214]

#### ◀解説

##### 1 事案の概要

(1) X(金融機関)は、Aに対する貸金等の債権を担保するため、平成11年2月12日、Aとの間で、AのY(信販会社)に対する立替金等請求債権につき譲渡担保契約(集合譲渡担保。以下、「本件譲渡担保契約」という)を締結した。

(2) Xは、平成13年3月12日、本件譲渡担保契約に基づく同年2月12日における合計17億9893万0169円の債権譲渡(以下、当該譲渡に係る債権を「本件債権」という)について、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成16年法律148号による改正前のもので、「特例法」という)2条1項(現行法の4条1項に相当)所定の登記を経由した。

(3) Aは、平成13年12月19日、熊本地裁に民事再生手続開始を申し立てるとともに、債権譲渡担保実行手続の中止命令を申し立てたところ、同裁判所は、即日、Xの意見を聴くことなく、Xに対し、平成14年1月31日までの間、本件債権につき特例法2条2項所定の通知をする等の権利行使をしなければならないと決定をした(以下、「本件中止命令」という)。

Xは、本件中止命令に対し即時抗告したが、福岡高裁は、平成14年1月18日、本件中止命令を取り消さなければならない違法・不当な点はないとして、Xの抗告を棄却した。

Xは、さらに特別抗告及び許可抗告を申し立てたが、最高裁は、平成14

◆裁判官から見た訴訟実務上  
抜け落ちやすいポイントをもれなく把握できます!



になるのみならず、結局のとういへなくなる。  
)実行が極めて短期間のうちにその支払を得れば完了する)

と発令するに当たり、譲渡担保を促すこととなりかねず、中止

◆実務で取り上げるべき判例が的確にわかります!

#### 2 本件訴訟の経過

(1) Xは、Yに対し、Aから本件債権を譲り受けたとして、1(8)の供託に係る分を除く5億7760万0413円の支払を求める本件訴訟を提起した(Xは、これと併せて、信販会社2社に対し同様の請求をしているが、控訴はYについてのみなされているので割愛する)。これに対し、Yは、債務者対抗要件の欠缺等を主張して請求を争い、AはYに補助参加した。

第一審の東京地裁(東京地判平成16・2・27 金融法務1722号92頁 [28092770])は、本件中止命令は、債務者対抗要件具備行為を広く一般的に排除したもので、民法467条に基づく債権譲渡担保権を侵害するものではないとして、Yの抗告を棄却した。

命令の実効性を欠くこととなる。

本判決は、本件中止命令の効力を否定する根拠の1つとして、発令前にXに対する意見聴取がなされなかったことを挙げているが、前記のような実効性の問題も考慮すると、再生債務者の事業継続の見込みが肯定される事案においては、中止命令の発令前に譲渡担保権者に対する意見聴取がなされなかったことの一事をもって、その効力を否定することは妥当ではなく、瑕疵は重大ではないとして中止命令の効力を

◆参考文献で、  
更に深掘りができます。

#### ◆参考文献

- ・鈴木正裕＝青山晋光『注釈民事訴訟法4』有斐閣(1997年)7頁
- ・伊藤真『民事訴訟法(第6版)』有斐閣(2018年)529頁
- ・倉部真由美『判批』金融・商事判例1361号(2011年)76頁
- ・須藤美幸『判批』金融・商事判例1361号(2011年)16頁
- ・山本和彦『判批』金融・商事判例1321号(2009年)2頁
- ・杉本和士『判批』金融・商事判例1330号(2009年)2頁
- ・富永浩明『判批』金融・商事判例1361号(2011年)78頁

本書収録中の判例には、判例データベース「D1-Law.com判例体系」の判例IDを記載しています。「D1-Law.com判例体系」をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書(第一法規刊)			
書名		価格	部数
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[非典型担保編]	[065847]	定価4,290円(本体3,900円)	部
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[名誉毀損・プライバシー侵害編]	[064378]	定価4,620円(本体4,200円)	部
裁判官と弁護士で考える 保険裁判実務の重要論点	[058172]	定価5,280円(本体4,800円)	部
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[基本原則(権利の濫用)編]	[055947]	定価4,290円(本体3,900円)	部
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[契約編]	[055343]	定価4,290円(本体3,900円)	部
裁判官が説く民事裁判実務の重要論点[家事・人事編]	[054528]	定価4,620円(本体4,200円)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

事務所名 \_\_\_\_\_  公用  私用

フリガナ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ 様 ㊞ E-mail \_\_\_\_\_ ㊞

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-6996 FAX.0120-202-974

#### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印